

第三條

地方所在日本労働組合加盟団体ハ
或シク為メ、右記比率ニ基キ各自代表者ヲ選出スルニ
右代表者ハ

地方協議会委員ト称ス

地方協議会ヲ稱

(イ) 加盟団体ハ各自最低ニ各ノ協議会委員ヲ選出スル事ヲ得

(ロ) 加盟団体所属組合員數一千名以上五千名迄ハ一名、一万名迄ハ二名、以上ノ場合ハ三名ノ協議会委員ヲ追加選出スル事ヲ得

(ハ) 日本労働組合会議執行委員又ハ同評議員ニシテ 地方ニ居住

(ニ) エルモノハ右記選定ノ程ニシテ該協議会委員トシテ得

第四條

地方協議会ハ日本労働組合会議大会直轄ニ附カル、當地方
協議会委員總會ニ若テ(但シ創設第一年ハ之ノ限リニ非ス)委員中ヨリ
三人ノ常任委員ヲ選出シ、本規則第二章規定ノ事項ノ實現、各加盟団体
ノ提携及協力、組合會議中央機關トシテ連絡等ノ事務遂行ノ爲ニ當ラシ

常任委員ノ任期ハ一年トス

第五條

常任委員ハコノ最初ノ大會ニ於テ、各一名ノ委員長、主席、會計
ヲ選ス

第六條

委員長、主席、會計ノ任期ハ各一年トス
委員總會ハ本規則第二章規定ノ目的ヲ貫徹スル爲メ、常任
委員ニ於テ必要ト認めタルトキ、又ハ一定數以上ノ委員ヨリ申請
アリタルトキ、之ヲ附權ス

第七條

地方協議会委員總會ノ決定事項ハ緊急止ムヲ得ナルモノ
ノ外原則トシテ日本労働組合會議評議員会ノ承認ヲ要スル
モノトス

第八條

地方協議会ハ日本労働組合會議執行委員会、評議員会、大会ニ組
合會議規約ニ準據シテ、議案ヲ提議スル事ヲ得

第九條

地方協議会ハ本規則規定ノ事業ヲ遂行スルニ必要
ナル費用トシテ當地方加盟団体ヨリ月額 圓〇、ノ會
費ヲ徴ス

附則

地方協議会ハ日本労働組合會議執行委員会ノ承認
ヲ得ル事ヲ條件トシテ此項地方ニ於テ日本労働組合會議ニ
未ダ加盟シ居ラザルモノノ指導精神ハ日本労働組合會議ノシレ
ト相背反セザル団体ニ就テハ、之ノ幹部ハ本協議会委員總會ニ